

中国歴史班

生態環境史関連碑文の立地と地域社会におけるその機能について

清水 享(日本大学)

キーワード：碑文 村落 立地 森林 水利

Concerning the Location of Eco-historical Stone Inscriptions and the Function in Local Society

SHIMIZU Toru (Nihon University)

Keywords: Stone Inscriptions, Village, Location, Forest, Irrigation

要旨

本報告は雲南省南部紅河流域を中心とした地域の生態環境関連碑文について、その立地と地域社会との関係から初歩的な分析を試みた。いくつかの事例より碑文がどのような場所に立ち、その存在が村落などの地域社会においてどのような役割や効果があるのか概観し、現在における森林資源の保護の機能や灌漑分配の証拠としての役割などの可能性について指摘する。

1. はじめに

雲南省は中国の南端に位置し、その地理的、歴史的環境は中国の他の地域と異なる性格を示す。それは変化に富んだ複雑な地形や中国世界と周辺世界との交差点といった特徴から知ることができる。元来、雲南省は中国最奥部のイメージで捉えられがちな地域であったのだが、実際は東南アジア世界への連続性を有し、特に元江(紅河)流域以南は本プロジェクトのテーマのようなアジア熱帯モンスーン地域としての繋がりを見ることも可能なのである。

このような雲南省であるが、もちろん中国世界の一部として漢字による文字資料も多く残されている。そのため、これらの史料から漢人移民やその移民にともなって拡大してゆく商品経済がいかに生態環境へ影響したかなど、生態環境の変移を長期的スパンで分析することが可能なのである。中国班はこのような文字資料を活用し、アジア熱帯モンスーン地域の北辺に位置する雲南省南部、主に元江(紅河)流域以南の生態史モデルの再構築を目指している。400年という長期的スパンの時間軸に目を向けることは、20世紀後半のアジア熱帯モンスーン地域の生態史モデルを再構築する際において、その背景としてより深い陰影をもってそのモデルを描き出せるのである。

このアプローチでは主に2種類の史料が用いられる。ひとつは地域の概要を「官」の立場から記してある地方志であり、もうひとつは地域社会に残されている各種の生態史関連碑文である。前者からは開発や人口の歴史などマクロな視点からのアプローチが、後者からは地域社会がどのように生態環境を利用、保護していたのか、ミクロな視点からのアプローチが可能となっている。

本報告では生態環境に関する碑文より地域社会と生態環境との関わりを見ていく。しかしそれは碑文の詳細な内容分析による手法でなく、碑文そのものがどのようにその地域社会のなかに存在し、関わっていたのか、とくにその立地に注目し、現代的な視点よりその機能的な効用の有無など、いくつかの事例を取り上げ、初歩的な分析を試みようとするものである。

2. 雲南省南部における生態史関連碑文

## 1 ] 概況

雲南省南部を西北から東南方向へ元江(紅河)が貫流する。その流域に位置する紅河ハニ族イ族自治州(以下、紅河州)とその東部に位置する文山チワン族ミャオ族自治州(以下、文山州)を中心に生態環境に関連する碑文について、中国班では分析を進めてきた。生態史に関連する碑文は大まかに分類すると、(1)森林保護に関わる碑文、(2)水利施設に関わる碑文、(3)生態環境に関する取り決めの記載のある民約碑文、(4)鉱山開発など鉱工業開発に関する碑文、(5)などに分けられる。

現在まで分析した生態関連碑文の総数は約50基を数える。その内訳は(1)森林保護に関わる碑が約25%、(2)水利施設に関わる碑が約30%、(3)生態環境に関する取り決めの記載のある民約碑が約25%、(4)鉱山開発など鉱工業開発に関する碑が5%、(5)その他の生態史に関する記述のある碑や森林保護と水利の両者に関わる碑が約10%という割合だった。

## 2 ] 地理的分布

生態環境に関する碑文はやはりその多くが漢人の居住している地域に分布している。しかし、それは安定的に漢人が居住している地域は当然のことであるが、非漢民族であるイ族やハニ族との交接地帯に分布していることも少なくない(紅河州元陽県嘎娘郷下嘎娘村「閔聖宮碑」など)。なかにはイ族やハニ族の土司の支配地域に立てられている碑文もあった(紅河州元陽県攀枝花郷猛品村「猛弄水利碑」など)。特にこうした地域では、碑文の内容に漢族の移民と非漢族あるイ族やハニ族との地域社会でのせめぎ合いの記述も見られる(紅河州元陽県嘎娘郷大伍寨村「禁砍森林碑」など)。また文山州などでは、漢文化の受容度の高いチワン族の地域において生態環境に関する碑文が立てられているのが確認できた(文山州広南県旧莫湯盆寨「護林告白碑」)。

地理的分布で興味深いのが、紅河州元陽県嘎娘郷の例である。元陽県は紅河の南岸に位置し、東西に尾根を持つ山々が連なり、その南北斜面に棚田が広がっている。嘎娘郷付近の北側斜面にはその棚田に水を配分するための水路が多く掘削されており、その掘削の来歴や水路の使用の取り決めに関する碑文が集中的に分布している(紅河州元陽県嘎娘郷龍克寨「糯咱水溝碑」、「龍克水溝碑」など)。また紅河の北岸に位置する紅河州石屏県では盆地に位置する宝秀鎮において水利に関する碑文が集中的に見られた。ここは盆地の水田を潤すための水路開発活発になされ、それに関する碑文が立てられたのである(紅河州石屏県宝秀鎮吳営村「水班碑」、鄭営村「清理鄭営民水碑」など)。

## 3 . 生態史関連碑文の立地

### 1 ] 碑文の位置について

碑文は元来いずれかの場所に立てられていたものである。それは村落の中心的な場所であったり、閔聖宮などの廟堂内の壁面であったり、碑文によりさまざまである。そしてその碑文は立てられた当時よりそのままの位置に存在している場合もあれば、中華人民共和国成立以降、政治的な理由で撤去され、他の場所に保管してある場合もあった。時には碑文は撤去後、破損してしまった例も少なくない。また、撤去された碑文は後に元の場所にもどされることもあれば、新たな場所に立て直されることもあった。本節ではその碑文の立地状況と村落との関係を見ていきたい。特に現在の状況、すなわち現在の村落において碑文がどのような位置を占めているのか、いくつかの事例を見ながら考察する。

### 2 ] 護林碑

その多くは村落内に位置している。村落の中央、村の人々にとって目に付く場所に立ててあることも多い。

文山州広南県旧莫湯盆寨「護林告白碑」はチワン族の村落内の中心的な存在で廟堂兼集会所である「老人庁」の前に位置しており、いつでも碑文の内容を村落内の人々が参照できる状態だった。文山州広南県派播郷壩洒村「護林告示碑」もチワン族の村落の中央に位置し、「寨宝(村の宝)」として認識されている。また紅河州元陽県嘎娘郷大伍寨村「禁砍森林碑」はやはり村の中心に位置する公所(村役所兼集会所)の門柱に埋め込まれていた。これは1980年代以降改めて埋め込まれたものと推測される。この碑文の文字自体は漆喰等が塗り込められていて判読しづらいものだったが、公所の門柱という村落の人々の目に付きやすい場所に置かれたのは、この碑文が

現在においてもこの村落にとって少なからず何らかの価値を持っていることを物語っている。

この他、寺廟のなかに位置するもの少なくない。紅河州元陽県嘎娘郷下嘎娘村の「閔聖宮」にも護林の内容が記された「閔聖宮碑」があった。この碑は一度廃棄され、家の床石にされていたものを数年前に村落のリーダーが改めて保管したのである。その保管状況はよいとは言えないが、それでもこのことは村落内の人にとって碑文は一定の文化的な価値を有するということがついたのである。また寺廟では石屏県宝秀鎮秀山寺内にも「秀山護林碑」があり、山門の壁に埋め込まれた碑文は現在でも十分にその内容を読み取れる。少なくとも寺院と山林と村落がその資源保護に関わり、現在でもその周囲の人々がその森林保護の由来を知ることができるのである。

こうした護林の碑文で注目されるのは紅河州石屏県老旭甸村の例である。ここには2基の護林碑が存在するが、1基は村落内に位置し、護林のための決め事が記され、村落の人々のとても目に付く場所に位置している。もう1基は村落西北後方の山上、耕作地の背後の墳墓群の最後方に位置している。碑には簡単に「封山護林」と紀年銘があるのみである。そしてこの碑の後方に保護されている森林が実際に広がっている。村落内の決め事が記された碑、森林の境界を示す碑、そして背後の森林というセットは他には見られなかった。この2基の護林碑はこの村落にとって現在でもその機能を果たしており、山上の護林碑の背後の森林はそのことを如実に示していた。

### 3] 水利碑

水利碑は灌漑の開鑿、堰の建設などによって立石されることが多い。また、水源の近くにはその水の分配に関して内容を記した碑文が見られる。

灌漑の開鑿に関する碑文は、その開鑿の由来と水の分配の取り決めの両者を記し、その取水口に立石していることが多い。紅河州元陽県嘎娘郷龍克村「糯咱水溝碑」、「龍克水溝」の例を見てみると、いずれもその取水口付近に立石している。これら2本の水路の取水口は100mも離れていない。現在、この2本の水路に水は流れていない。龍克村村民の証言では2年前までこれらの水路は使われていたが、水源が枯渇したため現在は使われていないとのことだった。

紅河州石屏県宝秀鎮に広がる壩子（パーツ）と呼ばれる盆地には村落内での水路の利用の規定に関する碑文の例も見られた。鄭営村「清理鄭営民水碑」などはそのような碑文であり、現在は陳氏祠堂内に保管されていた。陳氏祠堂は比較的大規模な祠堂であって、現在も集会所的な役割がある。そのためこの碑文も水の分配などで揉め事があった際には証拠として利用される可能性がある。

この他、紅河州蒙自県多法勒郷布衣透村には2基の「黒龍潭分水碑」があり、蒙自の壩子（パーツ）の灌漑に関する内容が刻まれている。盆地東端の山の斜面の水源近くに碑文は立っており、現在も水源からは滾々と水が湧き出し、近隣の田畑を潤している。この碑文はこの水源に関しての紛争の裁決と利用にかんする取り決めに言及しており、現在もこの取り決めに則って水が利用されているようだった。

堰の建設によっても、碑文が立てられている。文山州硯山県阿舍郷巨美村「魚沢坡壩護壩護林碑」も「魚沢坡“壩（堰）”」を建設した際に立てられた碑文であり、堰によってできた貯水池とその周囲の森林の保護に関する決め事が記されている。現在、碑文は堰の上にはなく、貯水池の管理事務所に丁寧に保管され、その保管状態から現在でもその内容が有効であることがうかがい知ることができた。

水資源にとってその公平な分配は最も重要なことであり、灌漑に関する水利碑が現在でも比較的良好な状態で残されていることが多いのは、やはり現在の時点においてもその取り決めが有効であることを示唆している。

### 3] 民約碑、鉱工業に関する碑などその他の生態環境関連碑

民約碑は閔聖宮などの廟内に立石していることが多い。すなわち村落内の宗教的な施設、あるいは集会所的な施設に位置し、村落内の人々にとって随時に参照可能であることを示している。蒙自県十里舖郷龍頭寨「龍頭全寨公議碑」は近くの湖「大屯海」の泥の利用規約に関する内容のある民約碑であったが、この碑も閔聖宮内の壁面に位置していた。また、お茶の税に関しての取り決めに記したシーサンパンナ州孟加臘県武易郷武易街「茶案碑」は閔聖宮に、塩商人の専横を取り締まる文山州馬關県八寨鎮八寨街「取締非法哄抬塩價告示碑」は土地公廟内に位置していた。これらはいずれも漢人の移住に関わってくる碑文であり、漢人が将来した廟内に位置していた。

文山州馬關県馬白鎮西布甸村「嚴禁私事開採硝鉛告示碑」は硝石採掘の禁止を規定する碑文であったが、この村

はチワン族の村であり、この碑文は村の廟堂兼集会所である「老人庁（現地は神農寺と呼ぶ）」内に位置していた。チワン族においても生態環境に関する民約碑はこうした宗教的、あるいは集会所的な位置にあり、人の目に付くようなところにあった。

#### 4 ] 生きている碑文：村落内での碑文の存在

碑文は立てたその地に、立てた当時からそのままの状態のものが何点もあった。これらの碑文の多くは、やはりずっと元来の位置にあるだけあって、現在でもその内容が効力を持ちえていることが多い。また、村落の人々にとって碑文の内容の詳細は読まれなくなったとしても、その碑文が存在していることで、その森林や水利など周囲の生態環境を直接的にしる、間接的にしる、保護・管理の一端を担う機能があると言えよう。このように生態環境への働きかけが見られるのは撤去された碑文を再び元来の位置にもどすといった事例でも同様の意味合いを持つこともある。

また、立石していない碑文でも、よい状態で保管されている場合は、何かその碑文に関して、たとえば水の利用や森林の管理において揉め事などが起きたときに活用される可能性が高い。碑文が保管されていることはすなわち今後何かあったときに参照できるためになされていると言える。

このような碑文は現在においても活用されており、言わば「生きている碑文」といえよう。

生きている碑文があるとすれば、その逆に「死んだ碑文」も多い。中華人民共和国の成立以後、文化大革命など多くの政治運動によって伝統的な文化財の破壊が進められ、生態環境に関する碑文も同様に巻き込まれた。まさしく破壊の憂き目に遭ってしまったのであって、これらの碑文は文字通り「死んだ」のである。こうした碑文も実際に少なくない。また現在では各地の文化関係の単位に収蔵され、生態環境に関わるような内容を直接人々に伝えられることもなくなり、その役目を終えた碑文もあり、これも「死んだ碑文」であると言えよう。

こうした「死んだ碑文」とその年代は比例しない。清代中頃に立てられた碑文がそのままの状態ですべて生きてながらえていることもあれば、民国時代後半に立てられたものが、すでに破壊されたり、文字が削られ内容が判読できずに死んでしまった碑文もある。「生きている碑文」と「死んだ碑文」の違いは碑文がその村落において生態環境としての森林や水路など、時代を通じて継承してきたかどうかということの違いであると言える。すなわち生きている碑文は現在でも森林の保護や水利の利用を映す鏡であると言えよう。

生態環境に関連する碑文は、普段、公的機関や団体の建築物の近くに放置されているようなものも見られるが、一旦生態環境に関する揉め事が発生した場合、先人の取り決めとして、村の人々によって運び出され、紛争を解決するための証明として活躍する可能性、すなわち碑文が「生き返る」可能性も指摘できる。

#### 5 . 小結

現代において村落内に立石している碑文はその村落内あるいはいくつかの村落間において生態環境の管理、保護に関して一定の影響を持っている可能性が指摘できる。それは碑文そのものの文化的価値を認めるということもさることながら、過去の記憶をただ単に記した遺物として存在するのではなく、現在でも生態環境の維持・管理や発生しうる紛争の解決、あるいは抑止のための証拠として碑文が存在しているのである。もちろんそれは現在の近代法治国家において法的な拘束力があるわけではない。しかし村落内外の人々にとって現地の生態環境を好ましい状態で維持管理していく上で、碑文は心理的な働きかけとなり、いまだ有効であることも少なくない。場合によっては碑文の内容、すなわち書かれている禁止事項などより、碑文が存在していることそのものが重要となってくる。それは村落の先人が生態環境の維持や管理の努力の記憶を表象し、現在の村落の人々にも多かれ少なかれ、人々の生態環境への意識に影響を与えている。

碑文の内容分析解読は本班の中心的課題であり、当然重要な作業である。それにも増して、現地での地域社会と生態環境の維持管理やその変移を知る上で、現在の碑文と地域社会の関係についてもさらなる分析を進めなければならない。

参考文献

(日本語)

クリスチャン・ダニエルス 2004「ダニエルス歴史班 班全体の報告」『アジア熱帯モンスーン地域における地域生態史の統合的研究：1945～2005 2003年度報告書』総合地球環境学研究所・研究プロジェクト4-2 (352-354)

清水 享 2005「紅河州・文山州地域における調査の概要及び現地における生態史関連碑文の現状」『アジア熱帯モンスーン地域における地域生態史の統合的研究：1945～2005 2004年度報告書』総合地球環境学研究所・研究プロジェクト4-2 (531-541)

(中国語)

国家文物局主編 2001『中国文物地図集 雲南分冊』雲南科技出版社

Synopsis: This report aims of make a preliminary analysis of stone inscriptions concerning to the ecology in the south yunnan from the viewpoint of what they on located and their relationship with local society. Using a few examples the report provides an overview of the location of stone inscriptions functioned in local society especially villages. It also deals with the function of the management and protection of forest resources at present and the role of evidence concerning the judgment of the irrigation distribution dispute.